

第13章 金融商品取引業（証券業）

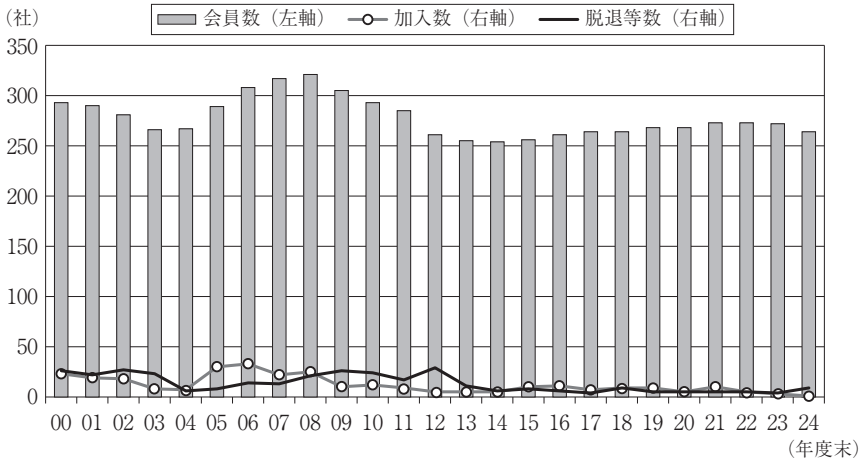
1. 金融商品取引業者（証券会社）の概説（1） わが国では戦後長らく、野村、大和、日興、山一の大手4社が証券業務のあらゆる分野で最大のシェアを占め、かつ多くの中小証券を系列化する4社寡占体制が確立されてきた。この構図は若干の修正を加えられながらも1990年代後半まで維持されてきた。しかしバブル崩壊後の90年代に日本経済の長期停滞、金融機関における不良債権の累積や経営状況の悪化、不祥事の発生などで証券市場が沈滞し、この過程で97年以降に三洋証券や山一証券など多くの証券会社の経営破綻が続いた。

こうした中、わが国金融・資本市場の活性化を図り国際市場として復権することを目標として、金融システム改革、いわゆる日本版ビッグバン構想が打ち出された。これは、フリー、フェア、グローバルの3原則に則り、抜本的な金融・資本市場の改革を進めていくものであり、この構想を受けて1998年には証券取引法などの改正を含む「金融システム改革法」が成立した。株式売買委託手数料は完全に自由化され、上場株式の取引所市場集中義務も撤廃された一方、証券業における自由な競争を促進する観点から規制方式は免許制から再び登録制に変更され、專業義務の撤廃や証券業の範囲拡大により、証券会社が行うことができる業務内容も拡大された。銀行・証券・保険の相互参入が促進され、銀行による投資信託の窓口販売が開始され、金融持株会社も解禁された。

金融システム改革の進展に伴い、金融サービス業の各業態への自由な参入や多様な金融商品・サービスの提供が行われるようになった。また、株式売買委託手数料の完全自由化とともにITの発達等も背景に、インターネットを利用して低い手数料で株式売買注文を受け付けるネット專業証券会社が登場した。ネット取引の増大はそれまで株式売買手数料に大きく依存してきた対面型証券会社にビジネスモデルの見直しを促すことになった。このほか、外資系証券会社は法人顧客相手の業務を中心に行っており、投資銀行業務では存在感が高い。

わが国の証券会社（日本証券業協会の会員）数の推移を見ると、2008年度末が321社と最も多く、以来2024年度末までに173社が退出、116社が参入し、業界の流動化が進んだ（右上図）。現在の証券業界は、多様なプレーヤーが競う姿となっている（右下表）。

証券会社（日本証券業協会の会員）数の推移



(注) 脱退等には合併、事業譲渡、自主廃業、登録取消等による。参入は変更登録を含む。

〔出所〕 日本証券業協会「FACTBOOK」より筆者作成

証券会社の時価総額と預かり資産のランキング

時価総額ランキング

預かり資産ランキング

順位	社名	時価総額 (百万円)	順位	社名	預かり資産 残高(兆円)
1	野村ホールディングス	3,486,245	1	野村ホールディングス	143.8
2	SBIホールディングス	2,283,831	2	大和証券グループ本社	90.2
3	大和証券グループ本社	1,866,776	3	SMBC日興証券	81.0
4	松井証券	199,115	4	みずほ証券	62.4
5	マネックスグループ	180,089	5	三菱UFJ証券ホールディングス	52.5
6	岡三証券グループ	160,002	6	SBI証券	43.5
7	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	149,052	7	楽天証券	36.0
8	GMOフィナンシャルホールディングス	109,882	8	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	10.9
9	岩井コスモホールディングス	70,636	9	マネックス証券	8.5
10	丸三証券	62,545	10	岡三証券グループ	8.2

(注) 時価総額ランキングは2025年11月1日時点。対象は証券を主力事業としている企業。

〔出所〕 日本経済新聞社ウェブサイト、東洋経済「会社四季報業界地図2026年版」より筆者作成

2. 金融商品取引業者（証券会社）の概説（2） 証券会社は、発行会社や投資者と証券市場とをつなぐ重要な役割を担っている。そのため、証券会社の業務内容等には、資本市場に関する基本法である金融商品取引法（以下、「金商法」という）によって、様々な規制が加えられている。金商法は金融商品及び金融サービス業者を包括的・横断的に対象とする法律であり、前身である証券取引法（以下、「証取法」という）を改組する形で2006（平成18）年に成立し、翌2007（平成19）年に施行された。金商法のもとでは、従来の証券業に加えて、かつて各業法の対象とされていた金融先物取引業、商品投資販売業、信託受益権販売業、投資顧問業、投資一任業、投資信託委託業、投資法人資産運用業、抵当証券業は、すべて金融商品取引業に統合され、規制の横断化がはかられた。同法のもとで証券会社は、金融商品取引業者とよばれる。

金融商品取引業は金商法によって、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業の4つに区分されている（右上表）。これは、業者が行う業務内容に応じて、業者に求められる財産的基礎や投資者保護の必要性の程度が異なることから、業務内容の範囲に応じて金融商品取引業が区分され、各区分に応じた規制を設けることにより、業規制の柔構造化が図られているものである。金商法では、証取法時代の証券業に相当する概念として有価証券関連業という概念を設けており、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業は「証券会社」の名称を使用できる。

金融商品取引業を行うには、一定の事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出して、登録を受けなければならない。無登録で金融商品取引業を行った者は罰則が科される。金融商品取引業の登録が認められるためには、一定の要件をすべて満たし、登録拒否事由が存在しないことが必要である（右下表）。登録拒否事由には4つの金融商品取引業に共通するものと、それぞれの業に特有の事由とがある。第一種金融商品取引業は登録のための要件が最も厳しく、財産に関する要件、国内拠点に関する要件、主要株主に関する要件などを満たす必要がある。

なお、金商法における金融商品取引業者に対する規制には、本章で扱う業規制のほかに行為規制（16章参照）も定められており、販売・勧誘、投資助言、投資運用、資産管理の各業務について順守すべき行為規制が定められている。

金融商品取引業の区分と業務内容

区分	業務内容
第一種 金融商品取引業 (金商法28条1項)	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券（みなし有価証券を除く）について、①売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引、②①の取引の媒介、取次ぎ又は代理、③①の取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理、④有価証券等清算取次ぎ、⑤売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等、⑥募集・売出しの取扱い又は私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い 商品関連市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理、及びその有価証券等清算取次ぎ 店頭デリバティブ取引、若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理、又はその清算取次ぎ 有価証券の引受け PTS（私設取引システム）運営業務 有価証券等管理業務
第二種 金融商品取引業 (28条2項)	<ul style="list-style-type: none"> 一定の有価証券の募集又は私募（いわゆる自己募集） みなし有価証券について、①売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引、②①の取引の媒介、取次ぎ又は代理、③①の取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理、④有価証券等清算取次ぎ、⑤売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等、⑥募集・売出しの取扱い又は私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い ①有価証券に関連しない市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引、②①の取引の媒介、取次ぎ又は代理、③①の取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理、④有価証券、店頭デリバティブ取引、及びみなし有価証券に関連しない有価証券等清算取次ぎ 政令で定める行為
投資助言・代理業 (28条3項)	<ul style="list-style-type: none"> 投資助言業務 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介
投資運用業 (28条4項)	<ul style="list-style-type: none"> 投資法人資産運用業 投資一任業務 投資信託委託業務 自己運用業

〔出所〕 金融商品取引法より筆者作成

金融商品取引業の登録に必要な要件

	第一種金融 商品取引業	投資運用業	第二種金融 商品取引業	投資助言・ 代理業	
人的構成要件 業務遂行体制要件	あり				
法人要件	あり（株式会社）		なし		
国内営業所・ 事務所設置要件 協会社内規則要件	あり		あり（法人）	なし	
財産 要件	最低資本金・ 出資金要件	あり (5,000万円～30億円)	あり (5,000万円)	あり（法人） (1,000万円)	なし
	純財産要件	あり (5,000万円～30億円)	あり (5,000万円)	あり（法人） (高速取引行為) (ゼロ)	なし
	自己資本要件	あり			
主要株主要件 兼業要件	あり		なし		
商号要件	あり		なし		

〔出所〕 松尾直彦「金融商品取引法〔第7版〕」商事法務 P421図表7-2

3. 証券業務（1）—— 本来業務（1） 証券市場は、機能面から発行市場と流通市場に分類される。証券会社（金融商品取引業者）は、発行市場及び流通市場において金融商品取引を仲介する役割を担っている。証券の発行市場では、発行体と投資家との間に立って発行体の資金調達を助けるとともに、リスクを考慮して発行体の選別を行い、資源の効率的な配分に寄与している。証券の流通市場では、投資家間の金融商品取引を適切かつ公正に仲介し、証券の流通を促進することにより、投資家の保護を図っている。

流通市場における証券会社の業務には、委託売買（ブローカレッジ）業務と自己売買（ディーリング）業務がある（右上表）。委託売買とは、投資家からの株式や債券などの有価証券の売買注文を流通市場に取り次ぐことである。自己売買とは、一般投資家と同じように、証券会社が自らの資金を用いて有価証券を売買することである。債券については、発行者が同じでも利率や償還期間が異なり種類が多いため取引所市場で売買を成立させることが難しく、相対取引が中心になっている。株式については、一定の上場基準を満たした企業の株式（上場株式）は取引所取引が行われ、基準を満たさない株式は金融商品取引業者の店頭で取引が行われる。店頭取引に分類される取引としては、金融商品取引業者と顧客の間の相対取引の他に、PTS（総理大臣の認可を受けた金融商品取引業者が開設する電子取引の場、右下表）や株式投資型クラウドファンディング、株主コミュニティなどがある。

発行市場における証券会社の業務の中で、引受け（アンダーライティング）業務とは、企業や政府・自治体などが株式や債券などを新たに発行するとき、証券会社が売り出す目的でその全部又は一部を買い取ることであり、売れ残った場合は証券会社がすべて引き取ることになる。売出しとは、既に発行された証券を対象に同様のことを行うことである。株式公開（IPO）は、未上場会社が株式を上場するにあたり一般投資者を対象に株式を発行したり大株主が売出しを行うことであり、証券会社にとっては引受け業務における大きな収入源となっている。また、募集・売出し（セリング）業務とは、新たに発行される証券や既に発行された証券について、投資家に対して買い入れるように勧誘することであり、引受け業務と違って、売れ残った証券を証券会社が引き取る必要はない。

投資部門別株式売買状況（2024年）

（単位：10億円）

合計			自己計			委託計					
売り	買い	差引き	売り	買い	差引き	売り	買い	差引き			
1,302,379	1,302,275	-104	135,758	136,741	983	1,166,621	1,165,534	-1,087			
（委託内訳）											
法人			個人			海外投資家			証券会社		
売り	買い	差引き	売り	買い	差引き	売り	買い	差引き	売り	買い	差引き
75,914	76,870	956	316,358	314,344	-2,014	769,138	769,293	154	5,211	5,028	-183
（法人内訳）											
投資信託			事業法人			その他法人等			金融機関		
売り	買い	差引き	売り	買い	差引き	売り	買い	差引き	売り	買い	差引き
24,365	23,252	-1,112	13,196	21,080	7,884	2,891	3,590	700	35,463	28,948	-6,516
（金融機関内訳）											
生保・損保			都銀・地銀等			信託銀行			その他金融機関		
売り	買い	差引き	売り	買い	差引き	売り	買い	差引き	売り	買い	差引き
2,251	912	-1,339	2,180	976	-1,204	29,888	26,119	-3,769	1,143	941	-203

- （注） 1. 集計対象は資本金の額が30億円以上の取引参加者である。
 2. 二市場（東証と名証）合計。売買代金の年次データ。
 3. 内国普通株式を対象とし、優先株式等を含まない。
 4. 立会外取引を含む。
 5. -は売越しを示す。
 6. 証券会社は同業他社からの受託商い。

〔出所〕 日本取引所グループ「投資部門別売買状況」より筆者作成

金融商品取引所上場銘柄のPTSにおける売買状況

（単位：10億円，％）

年	取引所取引 (A)	取引所外取引 (B)	PTS取引 (Bの内数, C)	合計 (A) + (B)	取引所取引に	取引所外取引に	取引所取引及び取引所外取引の合計
					占めるPTSでの 売買等の割合 (C/A)	占めるPTSでの 売買等の割合 (C/B)	に占めるPTSでの 売買等の割合 (C/(A+B))
2018	794,562	121,019	38,242	915,581	4.8%	31.6%	4.2%
2019	640,506	112,038	36,467	752,544	5.7%	32.5%	4.8%
2020	742,429	119,335	65,397	861,764	8.8%	54.8%	7.6%
2021	831,590	151,582	86,340	983,172	10.4%	57.0%	8.8%
2022	872,640	176,349	102,605	1,048,989	11.8%	58.2%	9.8%
2023	1,012,261	207,282	118,986	1,219,543	11.8%	57.4%	9.8%
2024	1,323,003	307,501	192,014	1,630,504	14.5%	62.4%	11.8%

（注） 売買代金の年次データ。

〔出所〕 日本証券業協会「金融商品取引所上場銘柄のPTSにおける売買状況等」より筆者作成

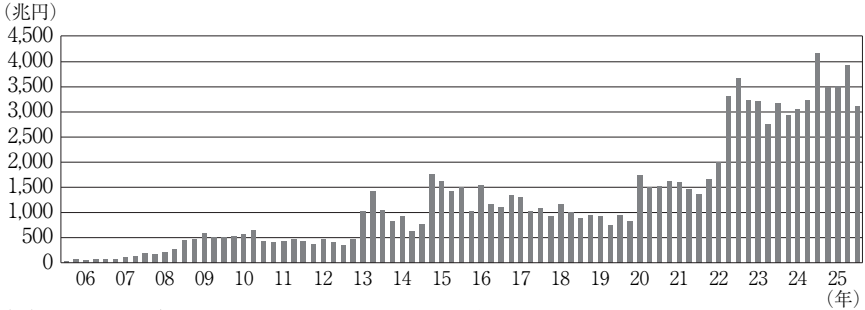
4. 証券業務(2) —— 本来業務(2) 第一種金融商品取引業には有価証券デリバティブ取引等も含まれる。デリバティブ取引の原資産には、①有価証券、預金契約に基づく債権、通貨、暗号資産、政令で定める一定の商品などの金融商品、②金融商品の価格や利率のほか、気象観測数値や各種の金融指標を対象としたものがある。デリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引などがある。取引がなされる場所により「市場デリバティブ取引」「店頭デリバティブ取引」「外国市場デリバティブ取引」に区分される。デリバティブの顧客は金融機関や機関投資家が中心で取引先同士のスワップを媒介するほか、証券会社が仕組み債において株式・通貨等のオプションを利用したり、外債の引受において発行会社と金利や通貨スワップを締結する例が多い。

個人投資家の利用頻度が比較的高いものとして、日経225 miniのほか「外国為替証拠金取引（FX取引）」がある（右上図）。FX取引とは、証拠金を業者に預託し、主に差金決済による為替の売買を行う取引であり、1998年の外為法改正により外貨取引が自由化されたことを受け、一部の商品先物業者が先鞭をつける形で始まった。株式市場等とは異なり平日24時間取引が可能であり、少額の証拠金で高いレバレッジ（最大25倍）の取引が可能とされる。価格変動が大きくなるのでリスク管理が特に重要になる。また、東京金融先物取引所が2005年にFX取引を上場させ（「くりっく365」）、取引の透明性も図られている。

現在、FX取引の中心は、対面からインターネット取引に移行しており、FX専門業者のほか、ネット証券会社も積極的に手がけている。外国為替に限らず有価証券や有価証券指数・商品などを対象資産とし、少額の証拠金で差金決済する取引は、CFD取引と呼ばれる。この取引はイギリスを発祥とするが、わが国でも一部の業者において手がけられている（右中表）。

他方、大手・準大手など主要証券会社は「投資運用業」の登録を併行させ、投資一任業務として「ラップ口座」を手掛けている。ラップ口座は、証券会社などが顧客と投資一任契約を締結して一任運用サービスを提供し、運用報酬や売買執行手数料、口座管理料等を預かり資産残高に応じて一括して徴収する口座である。大手証券会社や銀行などが主に富裕層向けに対面販売するファンドラップやSMAのほか、ネットで取引が完結するロボアドバイザーも含まれる。2025年3月末時点でラップ口座は契約件数182万件・残高21兆円である（右下図）。

店頭外国為替証拠金取引の取引金額



(注) 外国通貨は各期末の外国為替レートで日本円で換算して計上。

〔出所〕 金融先物取引業協会「店頭外国為替証拠金取引の状況」より作成

店頭 CFD 取引状況

残高の状況（年度末）

年度	2020	2021	2022	2023	2024
口座数	409,729	551,825	836,038	649,381	739,505
証拠金等残高（億円）	678	1,067	1,305	1,041	1,098
建玉残高（原資産別、億円）					
個別株関連	140	161	119	203	151
株価指数関連	805	1,341	1,671	1,670	1,638
債券関連	26	130	220	234	88
その他有価証券関連	28	34	33	49	38

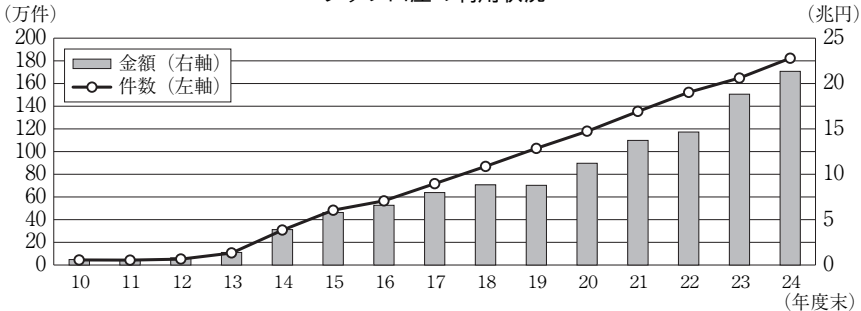
取引の状況（2024年度累計）

資産	個別株関連	株価指数関連	債券関連	その他有価証券関連
取引件数	1,296,367	50,500,322	126,403	804,844
取引金額（億円）	12,513	1,117,192	15,628	2,584

(注) CFDはContract for Differenceの略。取引金額は想定元本ベース。

〔出所〕 日本証券業協会「店頭 CFD 取引状況」より作成

ラップ口座の利用状況



(注) 契約件数・金額ともラップ業務のうち投資一任契約の値。金額は残高。

〔出所〕 日本投資顧問業協会「統計資料」より作成

5. 証券業務(3) —— 付随業務, 届出業務, 承認業務 第一種金融商品

取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者は、登録を受けた金融商品取引業のほか、金融商品取引業と切り離すことが難しい、又は切り離すことが合理的でない業務で、社会一般の利益や投資者の保護が損なわれないものは、業務として行うことが認められている。その業務は、「付随業務」「届出業務」「承認業務」の3種類に大別される（右表）。「付随業務」は、金融商品取引業に付随する業務として、内閣総理大臣への届出や承認なしに行うことのできる業務である。「届出業務」は、内閣総理大臣に届け出ることで行うことのできる業務である。「承認業務」は、付随業務、届出業務以外に内閣総理大臣の承認を受けて行うことのできる業務である。なお、第二種金融商品取引業者または投資助言・代理業者がこれらの業務を行う際には、届出・承認は不要である。

付随業務のうち、「有価証券の貸借又はその媒介・代理」とは、貸出者が借入者に有価証券を貸し出し、合意された期間経過後、借入者が貸出者に、対象銘柄と同種・同等・同量の有価証券を返還するといった有価証券の消費貸借取引又はその媒介もしくは代理を行う業務である。貸借の対象とする有価証券により、株券等貸借取引や債券貸借取引がある。「信用取引に付随する金銭の貸付け」とは、信用取引を行おうとする顧客に対し、金融商品取引業者が資金を当該顧客に貸し付ける業務である。金融商品取引業者は、信用取引を行おうとする顧客に貸し付ける資金を自社で賄うほか、証券金融会社との貸借取引により調達する。「顧客からの保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け」には、キャッシング業務と担保貸付業務がある。キャッシング業務とは、MRFの解約請求を行った顧客に対して、解約請求日当日に顧客への解約代金相当額の支払を可能とするため、翌営業日に行われる解約代金の支払までの間、解約請求に係る有価証券を担保として、解約代金相当額を解約請求日に貸し付ける業務である。「有価証券に関する顧客の代理」には、公社債の払込金の受入れ及び元利金支払いの代理業務、株式事務の取次業務、有価証券に関する常任代理業務、顧客への各種支払金の代理受領業務等がある。「累積投資契約」とは、金融商品取引業者が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価として、あらかじめ定めた期日に、当該顧客に有価証券を継続的に売り付け、取得させることを内容とする契約である。

付随業務、届出業務、承認業務の概要

付随業務（金商法35条1項）
<ul style="list-style-type: none"> • 有価証券の貸借またはその媒介・代理 • 信用取引に付随する金銭の貸付け • 顧客からの保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る） • 有価証券に関する顧客の代理 • 投資信託の収益金・償還金・解約金の支払いに係る業務の代理 • 投資法人の発行する有価証券に係る金銭の分配・払戻金・残余財産の分配又は利息・償還金支払に係る業務の代理 • 累積投資契約の締結（内閣府令で定めるものに限る） • 有価証券に関連する情報の提供・助言（投資顧問契約に基づき助言を行う行為を除く） • 他の金融商品取引業者等の業務の代理 • 登録投資法人の資産の保管 • 他の事業者の事業譲渡・合併・会社分割・株式交換・株式移転に関する相談またはこれに関し仲介を行うこと • 他の事業者の経営に関する相談に応じること • 通貨その他のデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く）に関連する資産の売買又はその媒介・取次ぎ・代理 • 譲渡性預金その他金銭債権（有価証券に該当するものを除く）の売買又はその媒介・取次ぎ・代理 • 次に掲げる資産に対する投資として、運用財産の運用を行うこと 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する特定資産（不動産等を除く） 上記のほか、政令で定める資産 • 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することであって、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又はその利用者の利便向上に資するもの • 当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源を主として活用して行う行為であって、持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの
届出業務（金商法35条2項）
<ul style="list-style-type: none"> • 商品取引所取引 • 商品等デリバティブ取引 • 貸金業その他、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介 • 宅地建物取引業および宅地建物の賃貸業務 • 不動産特定共同事業 • 商品投資運用業務 • 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として運用財産の運用を行う業務 • その他内閣府令で定める業務
承認業務（金商法35条4項）
<ul style="list-style-type: none"> • 内閣総理大臣の承認を受けた業務

〔出所〕 金融商品取引法より筆者作成

6. 金融商品取引業者（証券会社）の収支状況 証券会社の損益計算書において、事業会社の売上高に相当するものが「営業収益」である（右上表）。証券業務を収入項目と関連させると、委託売買業務は「委託手数料」、引受け及び売出し業務は「引受・売出し手数料」、募集・売出し業務は「募集・売出しの取扱手数料」、自己売買業務は「トレーディング損益」となる。「その他の受入手数料」は付随業務などに係る手数料が中心であり、投資信託の委託者報酬、M&A 関係収益のほか、ラップ関係収益や外資系業者の場合は海外親会社からの収益分配金などが含まれる。また「金融収益」には、信用取引収益、現先取引収益、有価証券貸借取引収益、受取配当金、受取債券利子、収益分配金、受取利息等が含まれる。

費用項目をみると、「金融費用」には、信用取引費用、現先取引費用、有価証券貸借取引費用、支払債券利子、支払利息等が含まれる。「販売費・一般管理費」には、人件費、不動産関係費、事務費、取引関係費、広告宣伝費、通信・運送費等が含まれる。営業収益から金融費用を差し引いたものが純営業収益、さらに販売・一般管理費を差し引いたものが営業損益となる。そして営業外損益、特別損益、法人税等を加減し当期純損益が算出される。2024年度の証券会社（日本証券業協会の会員）の決算状況を見ると、全259社のうち当期純損益が黒字となった会社は203社、全体の78%である。

バブル期以降の証券会社の営業収益の内訳の推移をみると、それまで証券会社の収益の柱であった「委託手数料」は、1999年に株式売買委託手数料が完全自由化されるなかで伸び悩み、営業収益に占める割合も54%から11%へと大きく低下した（右下図）。2020年頃からはネット証券を中心に個人向けの株式・投資信託売買手数料を無料化する動きが加速し、証券業界では売買手数料（コミッション）ではなく、預かり資産残高に応じて手数料を受け取るフィー・ベースのビジネスへ移行する動きが見られている。こうした動きとともに、証券会社の収益の中心は「金融収益」「その他の受入手数料」「トレーディング損益」へと変わってきている。ただし、収益構成は会社の規模や特性により大きく異なる。大手証券では「その他の受入手数料」と「金融収益」の割合が多く、中小証券では「トレーディング損益」と「委託手数料」の割合が多い。ネット証券では「金融収益」の割合が最も多く、中でも信用取引収益が特に多い。

証券会社（日本証券業協会会員）の決算概況（2024年度）

	金額 (百万円)	営業収益に 占める割合
営業収益	6,094,463	100%
受入手数料	3,055,222	50%
委託手数料	648,022	11%
引受・売出手数料	232,232	4%
募集・売出しの取扱手数料	271,570	4%
その他の受入手数料	1,903,397	31%
トレーディング損益	779,339	13%
金融収益	2,223,494	36%
信用取引収益	144,360	2%
受取配当金	592,851	10%
金融費用	1,571,899	26%
信用取引費用	11,046	0%
支払利息	236,406	4%
純営業収益	4,522,563	74%
販売費・一般管理費	3,464,541	57%
営業損益	1,058,021	17%
当期純損益	802,340	13%

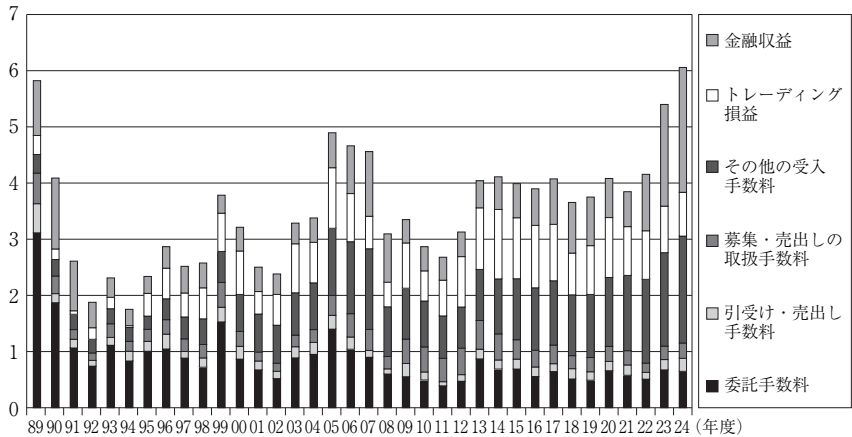
▼(その他の受入手数料の内訳)	金額 (百万円)	営業収益に 占める割合
株式	165,854	2.7%
債券	137,076	2.2%
受益証券	395,385	6.5%
その他	1,205,080	19.8%
国際取引に関する日本法人等への収益分配金等	310,240	5.1%
投資信託の委託者報酬	202,420	3.3%
M&A 関係収益	165,617	2.7%
ラップ関係収益	165,496	2.7%
投資一任契約の運用受託報酬	72,396	1.2%
事務手数料	40,573	0.7%
保険関係収益	37,051	0.6%
投資助言・代理報酬	33,767	0.6%
システムの利用・開発等に係る報酬	32,047	0.5%

(注) 2025年3月末現在の会員264社のうち、廃業した会社など5社を除く。

(出所) 日本証券業協会「会員の決算概況」より筆者作成

営業収益の総額とその内訳の推移

(兆円)



(出所) 日本証券業協会「会員の決算概況」より作成

7. 金融商品取引業者（証券会社）の財務状況 証券会社の貸借対照表は、後述のような取引の際の計上の仕方などから膨らんで見える（右上表）。最も金額の大きい項目として資産の部の「有価証券担保貸付金」、負債の部の「有価証券担保借入金」がある。これは証券貸借取引に付随する担保金の処理項目であり、債券等の借り入れに対する担保金の差し入れは「有価証券担保貸付金」、貸し付けに対する担保金の受け入れは「有価証券担保借入金」となる。

次いで金額の大きい項目である「トレーディング商品」は、ディーラー業務に関して生じる勘定であり、現物の買いポジションは「商品有価証券等」の資産の部に、空売りは負債の部に計上される。先物、オプション、スワップなどのデリバティブについては時価評価し、その評価益は「デリバティブ取引」の資産の部に、評価損は負債の部に計上される。約定したが受渡しが未済の場合、売却にかかる代金相当額は「約定見返勘定」の資産の部に、買付けにかかる支払相当額は負債の部に計上される。証券会社は現物、デリバティブ、債券レポにおいて顧客注文の迅速な執行、裁定利益追求の目的で両建てのポジションをもつが、リスク管理徹底のためリスクに焦点を当てた約定基準の経理処理をすることになっている。

「信用取引資産」のうち「信用取引貸付金」は顧客の信用取引にかかる買付け代金相当額であり、「信用取引借証券担保金」は貸借取引により証券金融会社に差し入れている担保金である。他方、「信用取引負債」のうち「信用取引借入金」は証券金融会社からの貸借取引借入金であり、「信用取引貸証券受入金」は顧客の信用取引にかかる売付け代金相当額である。このほか、顧客資産の分別保管に伴い、顧客分別金を社外に信託しなければならないが、これが「預託金」の大部分を占める「顧客分別金信託」勘定である。

金商法では金融商品取引業者の財産的健全性を確保するために財務に関する規制が設けられている。第一種金融商品取引業については、開示規制（業務関係帳簿の保存、事業報告書の内閣総理大臣への提出、説明資料の公衆縦覧）、金融商品取引責任準備金の積立て義務、および自己資本規制比率が定められている（右中・下表）。自己資本規制比率は、金融商品取引業者に対し、将来生じうる損失に対応できる自己資本を維持させるとともに、同比率を財務状況悪化の早期警戒指標として用いようとする規制である。

全国証券会社の主要勘定（2025年3月末）

（単位：百万円）

現金・預金	18,699,804	トレーディング商品	53,886,688
預託金	11,871,705	（商品有価証券等）	31,460,712
（顧客分別金信託）	10,412,016	（デリバティブ取引）	22,425,963
トレーディング商品	74,249,150	約定見返勘定	1,417,665
（商品有価証券等）	49,268,213	信用取引負債	1,607,347
（デリバティブ取引）	24,980,913	（信用取引借入金）	455,328
約定見返勘定	1,317,628	（信用取引貸証券受入金）	1,151,973
信用取引資産	5,583,661	有価証券担保借入金	132,610,806
（信用取引貸付金）	4,929,047	預り金	9,130,421
（信用取引借証券担保金）	654,563	（顧客からの預り金）	8,343,320
有価証券担保貸付金	138,526,833	受入保証金	9,589,657
立替金	129,882	短期借入金	34,958,709
短期差入保証金	8,444,336	流動負債計	246,881,899
短期貸付金	1,429,121	長期借入金	6,956,973
流動資産計	262,342,696	固定負債計	9,183,528
有形固定資産	230,248	引当金計	254,885
無形固定資産	468,278	負債合計	256,320,512
投資その他の資産	1,811,804	資本金	1,921,227
（投資有価証券）	1,177,807	資本剰余金	3,010,279
固定資産計	2,510,539	利益剰余金	3,618,274
繰延資産	230	純資産合計	8,532,974
資産合計	264,853,595	負債・純資産合計	264,853,595

（注） 対象は日本証券業協会会員260社。業務の休止中等の会社を除く。
 （出所） 日本証券業協会「会員の主要勘定及び顧客口座数等」より作成

第一種金融商品取引業者の自己資本規制比率の概要

自己資本規制比率 = (固定化されていない自己資本 ÷ リスク相当額) × 100%
固定化されていない自己資本 = 基本的項目(自己資本) + 補完的項目(劣後債務、引当金) - 控除項目(固定的資産)
リスク相当額 = 市場リスク相当額 + 取引先リスク相当額 + 基礎的リスク相当額
市場リスク相当額 = 保有する有価証券等の価格の変動等により発生するリスクに相当する額
取引先リスク相当額 = 取引先の債務不履行等により発生するリスクに相当する額
基礎的リスク相当額 = 事務処理ミス等日常的な業務遂行上発生するリスクに相当する額

- （注） 1. 金融商品取引法46条の6第1項および金融商品取引業等に関する内閣府令176-178条。
 2. 総資産額が1兆円を超える第一種金融商品取引業者は「特別金融商品取引業者」に指定され、連結ベースで自己資本比率規制がなされる（金商法第57条の2第1項）。このうち野村、大和の2グループは、持株会社が同法第57条の12第3項にいう「最終指定親会社」に該当するため（いわゆる「川上連結」）、バーゼルⅢに基づく連結自己資本規制比率との選択制となっている。

（出所） 金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令より作成

自己資本規制比率に基づく早期是正措置の発動

自己資本規制比率	早期是正措置	法令
140%未満	届け出を要する	金融商品取引業者に関する内閣府令179条
120%以上	維持義務	金商法46条の6第2項
120%未満	登録拒否	金商法29条の4第1項6号
	業務方法の変更、財産の供託	金商法53条第1項
100%未満	3ヵ月以内の業務停止命令	金商法53条第2項
100%未満	3ヵ月経過しても回復の見込みがなければ登録取り消し	金商法53条第3項

（出所） 金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令より作成

8. 金融商品取引業協会（1） 金融商品取引業者の自主規制を行う仕組みとして、金融商品取引業協会の制度がある。金融商品取引業者の規制方式には、監督官庁（金融庁）による公的規制と、自主規制機関による自主規制がある。自主規制機関とは、一定の公益目的のために自治的な規則を定めて規制を行う私的団体をいう。証券取引分野における主要な自主規制機関は、金融商品取引所と金融商品取引業協会である。前者が金融商品市場における取引に関し会員・取引参加者の行為を規制するのに対し、後者は金融商品取引業者の金融商品市場外の取引および業者と顧客との関係について規制する。

金融商品取引業協会の組織形態には、①認可金融商品取引業協会（認可協会）と、②認定金融商品取引業協会（認定協会）がある（右表）。①認可協会は、金融商品取引業者が内閣総理大臣の認可を受けて設立する特別の法人である。日本証券業協会は、現在、わが国唯一の認可協会である（9節参照）。認定協会と比較した場合の認可協会の特徴は、認可協会のみが店頭売買有価証券市場を開設することができる点にある。②認定協会は、金融商品取引業者が設立した一般社団法人について、内閣総理大臣が自主規制業務を行うものとして認定した法人である。認定協会には、設立年順に、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会、日本暗号資産取引業協会および日本STO協会がある。投資信託協会と日本投資顧問業協会は2026年4月1日付で合併し「資産運用業協会」となることが公表された。

金融商品取引業協会の目的は、有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にするとともに、金融商品取引業の健全な発展と投資者の保護に資することである。その協会員は、金融商品取引業者等である。協会員が法令や協会の定めた定款・規則に違反したり、取引の信義則に違反したりした場合は、協会は過怠金を課したり、協会員の権利の停止・制限・除名したりする処分を行う。金融商品取引業協会への加入は任意とされている。ただし協会に加入していない金融商品取引業者等については、協会の規則に準ずる社内規則を作成することを登録要件とされている。金融商品取引業協会は、投資者からの苦情に対する対応等も求められている。苦情についての解決の業務等を協会が第三者に委託することが認められており、認定投資者保護団体である証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）が業務委託を受けている。

金融商品取引業協会

組織形態	団体名	主な目的・事業	会員数
認可協会	日本証券業協会	〔目的〕 (1) 協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資すること。(2) 我が国経済の成長・発展に貢献するため、証券市場の活性化に向けた諸施策を推進すること。 〔事業〕 (1) 自主規制ルールの制定・実施。(2) 資格試験・資格更新研修の実施及び証券外務員の登録。(3) 証券取引の苦情・相談、あつせん。(4) 証券市場に関する調査研究及び意見表明。(5) 証券知識の普及・啓発。	262 (2025年11月)
認定協会	一般社団法人 投資信託協会	投資信託及び投資法人など投資運用業等の健全な発展、並びに投資者の保護に資することを目的とする。	221 (2025年10月)
認定協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	本会は、会員の行う投資運用業及び投資助言・代理業の公正かつ円滑な運営を確保することにより投資者の保護を図るとともに、投資運用業及び投資助言・代理業の健全な発展に資することを目的とする。	850 (2025年3月)
認定協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	会員の行う金融商品取引業（定款に定めるものに限る）の業務の適正かつ円滑な運営の確保により、投資者保護と金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としており、自主規制、苦情の解決、調査、企画、広報研修等の業務を行っている。	131 (2025年9月)
認定協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	正会員の行う第二種金融商品取引業等を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業等の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。	676 (2025年11月)
認定協会	一般社団法人 日本暗号資産等 取引業協会	本会は、会員の行う暗号資産等関連デリバティブ取引業の適切かつ円滑な実施を確保し、その健全な発展及び利用者の保護並びに投資者の保護に資することを目的とする。	31（第1種） (2025年10月)
認定協会	一般社団法人 日本 STO 協会	正会員の電子記録移転権利等の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。	16 (2025年11月)

〔注〕 日本証券業協会の協会員には会員のほかに、特定業務会員と特別会員がある。対象者は下記の通り。

会員は、金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を行う者（第一種金融商品取引業において有価証券関連デリバティブ取引等以外の店頭デリバティブ取引等のみを業として行う者を除く）。

特定業務会員は、金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務、金商法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、商品関連市場デリバティブ取引次ぎ等に係る業務又は金商法第29条の4の4第8項に規定する非上場有価証券特別仲介等業務のみを行う者。

特別会員は、金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関。すなわち、登録金融機関業務（同法第33条の2に規定する行為のうち、同条第1号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利にかかわるものを除く）、第2号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利にかかわるものを除く）もしくは第3号（特定店頭デリバティブ取引等にかかわるものに限る）に掲げるものまたは有価証券等管理業務をいう）を行う者。

〔出所〕 金融庁「認可金融商品取引業協会一覧」「認定金融商品取引業協会一覧」、各協会ウェブサイトより筆者作成

9. 金融商品取引業協会（2） 日本証券業協会は、第一種金融商品取引業者及び登録金融機関により組織された、認可金融商品取引業協会である。その目的は、協会の行う有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にするとともに、金融商品取引業の健全な発展と投資者の保護に資することである。主たる業務は、自主規制業務、金融商品取引業および金融商品市場の健全な発展を推進する業務、国際業務・国際交流などの業務、である（右上表）。金融・証券教育支援事業については、2024年に設立された金融経済教育推進機構（J-FLEC）へ移管された。

日本証券業協会は外務員資格試験を実施するとともに、内閣総理大臣から委託された外務員の登録事務も行う。外務員とは、金融商品取引業者等の役員または使用人のうち、その業者のために金融商品取引業の行為をする者をいう。外務員は登録制である。金融取引業者等は登録外務員以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。外務員は、相手方が悪意である場合を除いて、その所属する金融商品取引業者等に代わって、金融商品取引業の行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなされる。外務員として職務を行う場合は、日本証券業協会の実施する外務員資格試験に合格後、その所属する金融商品取引業者等を通じて同協会へ登録申請を行い、外務員登録を受ける必要がある（右下表）。

日本証券業協会は全国の証券会社を構成員とする社団法人として1973年に設立された。1992年に証取法上の認可法人に改組、2007年に金商法上の認可金融商品取引業協会となり、協会の対象は証券会社から第一種金融商品取引業者に拡大した。協会の機関には、①中央機関と②地方機関がある。①中央機関には、最高意思決定機関として総会、協会運営全体に係る専決事項の決議と監督機能を担う機関として理事会、理事会から委任された各業務の意思決定機関として自主規制会議、証券戦略会議、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会、そして理事会の下に総務委員会がある。②地方機関には、全国に9つの地区協会（東京、大阪、名古屋、北海道、東北、北陸、中国、四国、九州）があり、証券戦略会議に関連した業務等を行っている。協会員数は2025年11月時点で、会員262社、特定業務会員11社、特別会員（登録金融機関）200機関（うち銀行116、外銀14、信金38、生保9、損保4、その他19）である。

日本証券業協会の主要な業務

自主規制業務	自主規制ルールの制定・実施	金融商品市場の円滑な運営を図るため協会員に適用される各種の自主規制ルールを制定・実施することにより、金融商品取引の公正、円滑化を図るとともに、投資者の保護に努める。（主なものとして、「株式・公社債の店頭売買」、「有価証券の引受」、「上場株券の取引所外取引」、「外国証券取引」、「有価証券の保護預かり」、「役職員の行為基準」、「協会員の内部管理体制」、「証券外務員の資格・登録」、「協会員の広告」、「協会員の投資勧誘・顧客管理」、「金融商品仲介業」、「顧客資産の分別管理」、「顧客との紛争処理」、「有価証券関連業の統一経理基準」等に関する諸規則）
	監査及びモニタリング調査の実施	協会員の営業活動における法令、自主規制ルール等の遵守状況及び内部管理体制の整備状況等について監査を実施。協会員の経営状況及び顧客資産の分別保管に関するモニタリング調査を行う。
	自主制裁の発動	協会員や協会員の役職員の法令、自主規制ルール等の違反に対する制裁を行う。
	資格試験・資格更新研修の実施及び外務員の登録事務	外務員資格試験及び内部管理責任者資格試験並びに外務員資格更新研修の実施、内閣総理大臣から委任された外務員の登録に関する事務を行う。
	教育研修の実施	自主規制ルールに基づく研修をはじめとする各種教育研修の実施及び協会員の行う社内研修への講師派遣などの支援。
	金融商品取引の苦情・相談の受付、あっせん	顧客からの協会員及び金融商品仲介業者の業務に関する苦情相談の受付。顧客と協会員との間の証券取引に関する紛争の解決を図るためのあっせん（なお、苦情・相談及びあっせん業務については、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に業務委託。）
	認定個人情報保護団体の業務の実施	「個人情報保護法」に基づく認定個人情報保護団体として、協会員の個人情報の適正な取扱いを確保するための業務。
	公社債市場の整備・拡充	公社債店頭取引に係る制度・慣行の制定・見直しを行う。
	上場株券等の取引所金融商品市場外取引の制度整備・監理	上場株券等の取引所金融商品市場外取引に係る制度を構成かつ円滑ならしめるとともに、投資者保護を確保するため、必要な制度の整備。取引所金融商品市場外取引に係る売買状況等を集約・公表。上場株券等に係るPTSにおける気配・約定情報等を公表。
	非上場株券等に関する制度整備・管理	株式投資型クラウドファンディング、株主コミュニティ及びフェニックス銘柄制度について、適正な業務運営及び投資者保護を図るため、会員等が遵守すべき事項を定めるなど、非上場株券等に係る投資勧誘等に関して必要な制度整備。各制度の取扱状況等を集計・公表。
金融商品取引業・金融商品市場の健全な発展を推進する業務	①金融商品市場に関する調査研究及び意見表明。②金融商品市場の共通基盤の整備。③株式市場及び公社債市場に関する統計資料等の公表。④金融・証券知識の普及・啓発。⑤広報事業。⑥関係団体等との意思の疎通及び意見の調整。⑦反社会的勢力の排除に関する支援。⑧金融商品市場全体の事業継続に関する支援。	
国際業務・国際交流	国際証券業協会会議（ICSA）、アジア証券人フォーラム（ASF）、証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議に参加し、海外の証券関係団体等との情報交換、国際交流の促進を図る。	

（注） 自主規制業務等は「自主規制会議」、金融商品取引業・金融商品市場の健全な発展を推進する業務は「証券戦略会議」が担当。

〔出所〕 日本証券業協会「協会定款・諸規則」より作成

証券外務員資格とその内容

一種外務員	すべての外務員職務。
二種外務員	外務員職務の一部（公社債・投資信託の取引、株式の現物取引等。ただし、有価証券関連デリバティブ取引等、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・複雑な投資信託、レバレッジ投資信託、株式の信用取引、新株予約権証券等を除く）。
特別会員一種外務員	登録金融機関業務に係るすべての外務員職務（公共債・投資信託の取引、有価証券関連デリバティブ取引等）。
特別会員二種外務員	登録金融機関業務の一部（公共債・投資信託の取引等。ただし、有価証券関連デリバティブ取引等、選択権付債券売買取引、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・複雑な投資信託、レバレッジ投資信託等を除く）。
特別会員四種外務員	特定金融商品取引業務（投資信託の取引、天候デリバティブ取引等）に係る外務員職務（ただし、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託、レバレッジ投資信託等を除く）。
信用取引外務員	外務員職務の一部（公社債・投資信託の取引、株式の現物・信用取引等。ただし、有価証券関連デリバティブ取引等、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・複雑な投資信託、レバレッジ投資信託、新株予約権証券等を除く）。
特例商先外務員	商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員職務。
特例商先外務員（デイトリング限定）	協会員の計算による商品関連市場デリバティブ取引に係る外務員職務。

（注） 1. 「特別会員四種外務員」および「信用取引外務員」の資格試験は、現在（2025年11月）行われていない。
2. 特例商先外務員と特例商先外務員（デイトリング限定）の職務を行うためには、規則に定める要件を満たす者について日本証券業協会に対し認定申請を行い、認定を受ける必要がある。

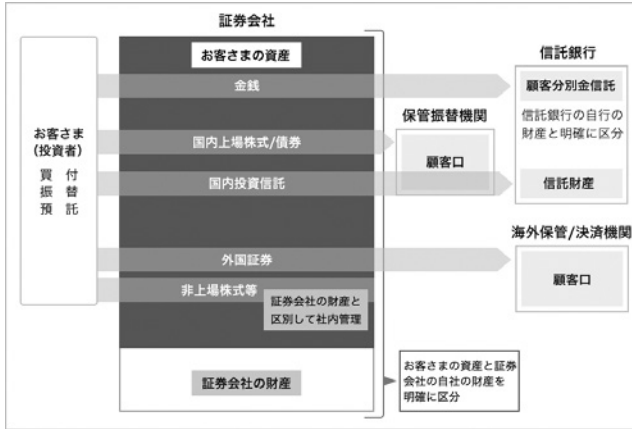
〔出所〕 日本証券業協会ウェブサイトより作成

10. 投資者保護基金 投資者保護基金は、証券会社の経営破綻により顧客資産の返還が困難であると認められた場合に、証券会社に預けた資産の返還を求める一般顧客に対して補償を行うこと等により投資者の保護を図り、証券取引に対する信頼性を維持することを目的として、1998（平成10）年証取法改正（金融システム改革法）により創設された制度である。証券会社の開業規制が免許制から登録制に移行され、証券会社間の競争が行われる過程で、新たに参入する会社が増加すると同時に、退出する証券会社の出現も予想されたことから、同法では証券会社が破綻した場合の投資家保護の枠組みとして、顧客資産の分別管理の義務づけと、投資者保護基金の規定が設けられた。

顧客資産の分別管理は、証券業にかかる顧客との取引において預託された有価証券、金銭を証券会社固有の財産と分離して保管することにより、証券会社が破綻した場合に他の債権者に優先して顧客が資産を取戻すことを目的とする（右上図）。方法としては、①顧客の有価証券は分別管理・区分管理する、②金銭および担保に供された有価証券等については、証券業から退出する際に、顧客に返還すべき額に相当する金銭を顧客分別金として信託会社等に信託する。分別管理が適切に行われていれば、破綻時に際して顧客が被る不測の損害は防げるはずだが、顧客分別金の差替計算基準日は週に1日以上とされ、不足額が生じる可能性が残る。また、実際の返還手続に相当な時間を要し、その間に市場価格の変動により顧客が損失を被る可能性もある。

そこで、投資者保護を図り、証券取引に対する信頼性を維持するため、顧客資産の分別管理の徹底を原則としつつも、これを補完するものとして、証取法（現在の金商法）により、従前の財団法人預託証券補償基金を同法上の法人として位置づけ、投資者保護基金制度が創設された。投資者保護基金による補償は、①会員業者が顧客資産を弁済できなかった場合の一般顧客に対する支払と、②顧客資産返還の迅速な履行に必要な資金の貸付けに大別される（右下表）。顧客ごとの支払額は、政令で定める金額（1,000万円）を限度とする。基金の会員は金融商品取引業者に限られ、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者は基金への加入が義務づけられている。基金は投資者保護基金制度創設時には2つ設立されたが、2002年に「日本投資者保護基金」へ統合された。2025年3月末時点で会員数は261社、資産規模は584億円である。

分別管理の仕組み



〔出所〕 日本投資者保護基金ウェブサイト「お客様（投資者）の資産は分別管理で守られる」

投資者保護基金の補償対象，補償手続，財源

補償対象	人的範囲 (金商法79条の20第1項)	有価証券関連業または商品デリバティブ関連業務を行う金融商品取引業者と対象有価証券関連取引または対象商品デリバティブ取引関連取引を行った「一般顧客」（適格機関投資家・国・地方公共団体その他政令で定める者を除く）。
	顧客資産の範囲 (79条の20第3項)	①有価証券関連デリバティブ取引・商品関連市場デリバティブ取引の取引証拠金、信用取引の委託保証金として一般顧客から預託を受けた金銭および有価証券、②有価証券関連業に係る取引（店頭デリバティブ取引を除く）・商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に関し、一般顧客の計算に属する金銭・有価証券または金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭・有価証券、③そのほか政令で定めるもの。
補償手続	基金への通知と弁済困難の認定 (79条の53, 54)	基金の会員である金融商品取引業者からの通知または内閣総理大臣からの通知を受けた場合、基金は顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難かどうかを認定する。
	認定の公告 (79条の55)	基金は顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるとの認定を行った場合、通知業者（「認定金融商品取引業者」という）について、請求の届出期間・届出場所等を公告する。
	補償対象債権の支払 (79条の56, 57第4項)	基金は顧客ごとの支払額を算定し顧客の届出に応じて補償対象債権の支払を行う。基金は顧客へ支払いをした金額に応じて補償対象債権を取得し、破綻金融商品取引業者に対してその弁済を求めることになる。
	通知業者への貸付け (79条の59)	顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行は困難ではないが、迅速な履行ができない場合に限って適用されることが予定されている。認定金融商品取引業者は申込みができない。
財源	負担金 (79条の64, 65)	基金の会員である金融商品取引業者からの負担金徴収による。
	資金の借入れ (79条の72)	基金は内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて金融機関から資金の借入れをすることができる。

〔出所〕 金融商品取引法より筆者作成

11. 金融機関と有価証券関連業（証券業務） 銀行や協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、有価証券関連業または投資運用業を行うことは、原則として禁止されている（金商法33条1項）。これは1948（昭和23）年証取法制定の際に導入された銀証分離規制を引き継いだものである。理由としては主に、銀行の財務の健全性の確保や、預金者と投資者の利益相反の防止、市場支配・企業に対する影響力の防止とされた。その後、同規制は制定当時から変容を遂げ、金融機関本体による有価証券関連業（証券業務）が順次拡大されるとともに、金融機関グループ会社による有価証券関連業も拡大されてきた。

金融機関本体が例外的に認められる業務は、金融機関が自己の投資目的で、または信託契約に基づいて信託をする者の計算で有価証券の売買もしくは有価証券関連デリバティブ取引を行うことである。また登録を受けて「登録金融機関」になることで認められる業務もある（書面取次ぎ行為、国債等に係る有価証券関連業、投資信託に係る業務、外国証券のうち国債等の性質を有するものに係る業務、その他の有価証券に係る私募の取扱い等、有価証券関連デリバティブ取引等以外のデリバティブ取引等に係る業務、有価証券等清算取次ぎ、投資助言・代理業、有価証券等管理業務など）。

他方、金融機関グループ会社による業務の相互参入も認められている。1993（平成5）年証取法改正により、銀証分離規制の改革として、銀証分離の原則を維持しつつ、業態別子会社方式による、銀行・証券会社の相互参入が解禁された。その後、金融機関の子会社による証券業務の範囲は拡大され、現在ではすべての有価証券関連業務を営むことができる。また、金融持株会社の傘下に金融機関と証券会社を置いて、それぞれの業務を営むこともできる（右下表）。

なお、グループ内における利益相反による弊害を防止する観点から弊害防止措置（ファイアー・ウォール規制）が設けられている。役員の兼職についての事後届出義務、金融商品取引業者等と親子法人等の間で行われる取引に係るアームズ・レングス・ルール、親子法人等による顧客への信用供与を知りながら金融商品取引業者が当該顧客との間で契約を締結すること（抱き合わせ行為）の禁止、投資助言業務の顧客等の利益を犠牲にして親子法人等の利益を図ることの禁止、親子法人等の発行する有価証券の引受主幹事会社になることの制限などがある。顧客の非公開情報等の授受の規制は法人顧客に関して緩和された。

公募投資信託の販売態別純資産残高（2024年末）

（単位：百万円，％）

	証券会社		銀行等 （登録金融機関）		直接販売 （投資信託会社）		合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
株式投資信託	180,458,651	78.4	48,355,360	21.0	1,479,534	0.6	230,293,544	100.0
公社債投資信託	15,610,775	99.3	106,894	0.7	302	0.0	15,717,971	100.0
合計	196,069,425	79.7	48,462,254	19.7	1,479,836	0.6	246,011,515	100.0

〔出所〕 投資信託協会「統計資料」より作成

地方銀行の証券子会社

証券子会社名	親会社	設立年 (子会社化年)	概要
北洋証券	北洋銀行	2018年10月	旧上光証券，完全子会社化
七十七証券	七十七銀行	2016年7月	新設証券子会社
めぶき証券	めぶきFG	2007年11月	新設証券子会社
とちぎんTT証券	栃木銀行	2017年4月	旧宇都宮証券，連結子会社化，東海東京FHが40%所有
ぐんざん証券	群馬銀行	2016年2月	新設証券子会社
ちばざん証券	千葉銀行	2011年10月	旧中央証券，完全子会社化
きらぼしライフデザイン証券	東京きらぼしFG	2019年12月	新設証券子会社
浜銀TT証券	横浜銀行	2008年5月	新設証券子会社，東海東京FHが40%所有
静銀ティーエム証券	静岡銀行	2014年7月	完全子会社化（当初は東京三菱銀行等が出資）
ほくほくTT証券	ほくほくFG	2016年4月	新設証券子会社，東海東京FHが40%所有
第四北越証券	第四北越FG	2019年10月	旧新潟証券，完全子会社化
八十二証券	八十二銀行	2006年4月	完全子会社化
十六TT証券	十六銀行	2018年4月	新設証券子会社，東海東京FHが40%所有
OKB証券	大垣共立銀行	2019年3月	新設証券子会社
百五証券	百五銀行	2009年8月	新設証券子会社
南都まほろば証券	南都MS（南都銀行）	2018年11月	旧奈良証券，完全子会社化
京銀証券	京都銀行	2017年3月	新設証券子会社
池田泉州TT証券	池田泉州HD	2013年1月	新設証券子会社，東海東京FHが40%所有
四国アライアンス証券	いよぎんHD	2012年2月	新設証券子会社
中銀証券	中国銀行	2009年6月	旧津山証券，完全子会社化
ひろざん証券	ひろざんHD	2017年6月	旧ウツミ屋証券，完全子会社化
ワイエム証券	山口FG	2007年7月	新設証券子会社，東海東京FHが40%所有
FFG証券	福岡銀行	2012年4月	旧前田証券，完全子会社化
西日本シティTT証券	西日本FH	2010年2月	新設証券子会社，東海東京FHが40%所有
九州FG証券	九州FG	2017年12月	新設証券子会社
おきざん証券	沖縄銀行	2017年3月	旧おきなわ証券，完全子会社化
とうほう証券	東邦銀行	2016年4月	新設証券子会社，2025年7月解散
ごうざん証券	山陰合同銀行	2015年8月	新設証券子会社，2020年12月解散

〔出所〕 各社ウェブサイトより筆者作成

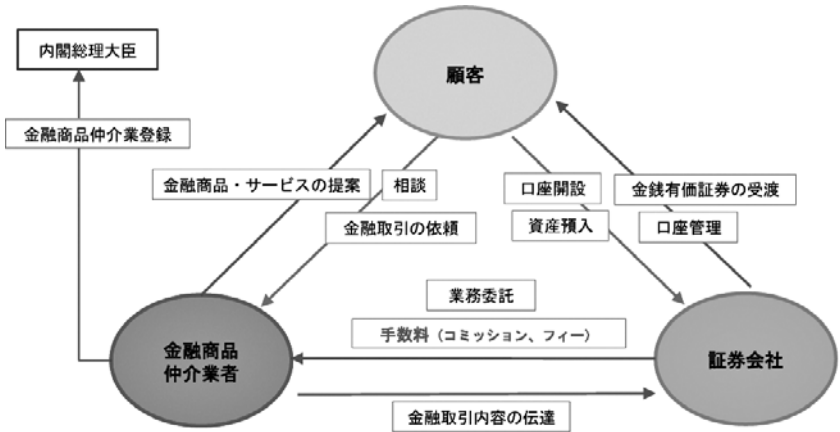
12. 金融商品仲介業 金融商品取引業者の販売チャネル機能を拡大し幅広い投資者の市場参加を促すことを目的として、2003（平成15）年証取法改正（現在は金商法）により、金融商品仲介業制度が創設された。金融商品仲介業とは、第一種金融商品取引業者・投資運用業者または登録金融機関の委託を受けて、次の行為のいずれかをその委託者（「所属金融商品取引業者」という）のために行う業務をいう。①有価証券の売買の媒介、②取引所金融商品市場・外国金融商品市場における有価証券の売買取引・デリバティブ取引の委託の媒介、③有価証券の募集・売出しの取扱い、私募の取扱い、特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い、④投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介、である。

銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関の役職員を除く）は、内閣総理大臣の登録を受ければ、法人・個人を問わず金融商品仲介業を行うことができる。兼業も原則自由である。金融商品仲介行為・勧誘行為を行う者は外務員登録が必要である。

金融商品仲介業者は、顧客と金融商品取引業者の間の取引を媒介するのみであり、自らは売買契約や売買取引の委託契約の当事者にはならず、金融商品取引業者の代理権もない（右上図）。金融商品仲介業者が金銭や有価証券の預託を受けることは禁止されている。金融商品仲介業者は、複数の業者から委託を受けることもでき、仲介行為を行う前に所属金融商品取引業者等の商号やその代理権がない旨等を顧客に明らかにしなければならない。所属金融商品取引業者は、金融仲介業者が顧客に損害を被らせた場合、業務委託について相当の注意をし、かつ損害発生防止に努めた場合を除いて、顧客の損害を賠償する責任を負う。2025年10月末時点で金融商品仲介業者の登録数は692である（金融庁「金融商品仲介業者登録一覧」）。

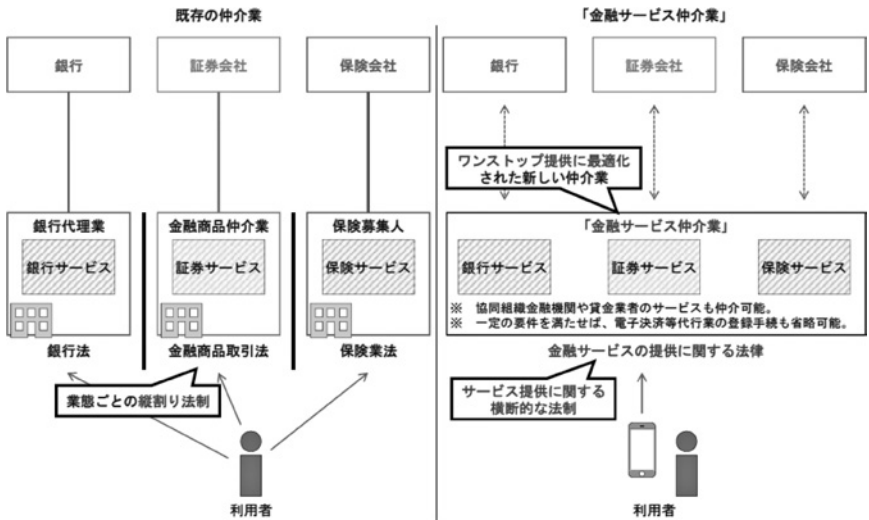
なお、2020（令和2）年金融商品販売法改正により、金融サービス仲介業の制度が創設された（現在は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」）。金融サービス仲介業は登録制であり、1つの登録で、銀行、保険、証券、貸金の全ての分野のサービスを仲介できる（右下図）。所属制はとられていないが、取扱可能なサービスの制限や利用者財産の受入禁止、保証金の供託義務などの規制が定められている。2025年10月末時点で金融サービス仲介業者の登録数は22である（金融庁「金融サービス仲介業者登録一覧」）。

金融商品仲介業者の概要



〔出所〕 金融庁「事務局説明資料（金融商品仲介業者に関する調査）」（2019年4月）P2

金融商品仲介業と金融サービス仲介業



〔出所〕 金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料」（2020年3月）P3